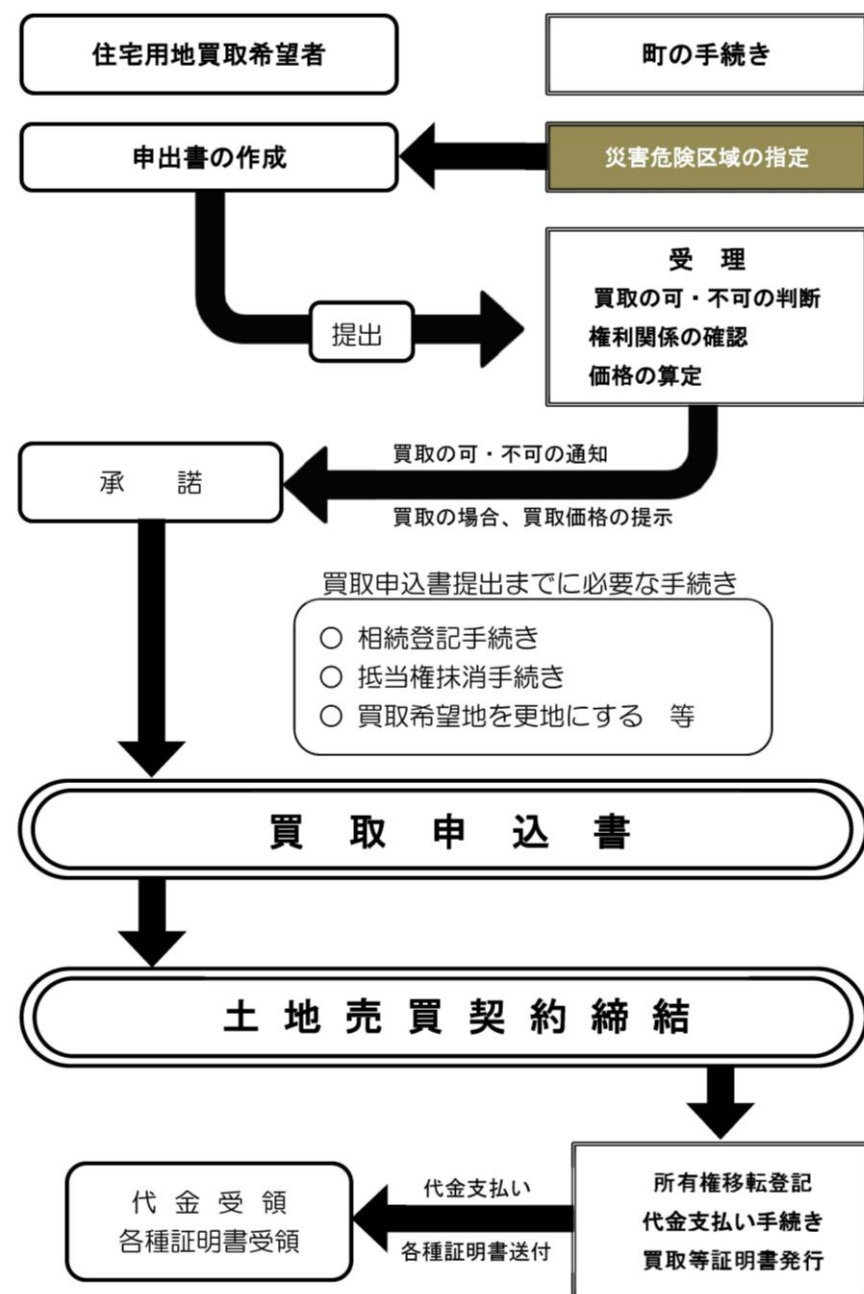


6 被災した住宅用地の買取希望申出書に対する回答について

皆様からご提出いただいた「被災した住宅用地の買取希望申出書」に対して、1月末から「買取の可否および買取価格」の結果通知を郵送しております。

対象者全員に結果通知が届くまでにはもうしばらく時間がかかりますので、今しばらくお待ちください。

なお、契約の手順は以下の通りですが、詳細な契約時期・方法などについては、結果通知にてお知らせしておりますので、ご承知おきください。



(担当：用地対策室)

問い合わせ先

南三陸町 復興事業推進課
歌津総合支所

電話：0226-46-1379
電話：0226-36-2111

<第12号>

平成25年2月
編集・発行
南三陸町
復興事業推進課

住宅高台移転まちづくりニュース

1 災害公営住宅整備事業着工！

町民の皆様のご協力により、南三陸町内で初めてとなる高台移転先造成工事が着工されることとなりました。

災害公営住宅整備事業・入谷地区では2月14日(木)に入谷字桜沢の事業地内で着工式を行いました。

また、防災集団移転促進事業・藤浜地区では、2月26日(火)に戸倉字藤浜地内において着工式を開催します。

その他の地区でも順次造成工事に着工する予定となっていますので、引き続き高台移転ニュース等でみなさまにお知らせいたします。



(担当：防災集団移転事業班・住宅対策係)

2 住宅高台移転先の意向確認等について

町では、志津川東・中央・西地区および伊里前地区について、高台住宅団地への移転戸数を把握し、造成する全体の面積を確定させるために、移転を希望される皆さまの参加意向確認を行っています。防災集団移転促進事業を利用される方で、

志津川東・中央・西地区への移転をお考えの方は、2月22日(木)までに、

伊里前地区への移転をお考えの方は3月4日(月)までに、

復興事業推進課へ必ず参加確認書をご提出ください。また、お手元に参加確認書がない場合は郵送させていただきますので、復興事業推進課までご連絡ください。

なお、歌津地区の防災集団移転促進事業による高台移転については、今回で最終の参加確認とさせていただきます。

(担当：都市計画事業班・防災集団移転事業班)

3 災害公営住宅への入居をご希望される方へ


災害公営住宅については、今年の夏頃に入居の仮申込みを行い、建設する戸数を最終確定する予定です。また仮申込みの実施に際し、説明会や相談会も行う予定です。

仮申込み等の日程が決まりましたら、あらためて本紙のほか「広報みなみさんりく」やホームページでもお知らせいたします。

(担当：住宅対策係)

4 防災集団移転促進事業により高台移転される方への支援措置（予定）

防災集団移転促進事業により高台へ移転される方については、以下のような支援措置を予定しておりますので、決まり次第、あらためて本紙等でお知らせいたします。

	災害公営住宅を希望する方	防集団地で住宅建築を希望する方	
		土地を借りる場合	土地を購入する場合
移転者が負担する費用	<ul style="list-style-type: none"> ■家賃 (金額は所得や家族構成、床面積によって変わります) ■共益費 ■駐車場代 ■引越し費用等 	<ul style="list-style-type: none"> ■借地料 ■住宅建築費 ■引越し費用等 	<ul style="list-style-type: none"> ■土地購入費 ■住宅建築費 ■引越し費用等
移転者に対する支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ■従前のお住まいが災害危険区域内の場合、その宅地は町による買い取りの対象となります ■買い取りの対象となった土地を売却した場合の譲渡所得について、特別措置（特別控除）が適用されます ■従前のお住まいが災害危険区域内の場合、引越し費用等の補助金制度を利用できます（※） (78万円まで) ■所得の少ない方は、家賃低減策を利用することができますので、個別にご相談ください 	<ul style="list-style-type: none"> ■従前のお住まいが災害危険区域内の場合、その宅地は町による買い取りの対象となります ■買い取りの対象となった土地を売却した場合の譲渡所得について、特別措置（特別控除）が適用されます ■被災者生活再建支援金を利用できます (加算支援金、最高200万円) ■引越し費用等の補助金制度を利用できます（※） (78万円まで) ■借地の場合、賃借料の軽減 (土地評価額の4%→1.4%) 	
住宅ローンを借りる場合		<ul style="list-style-type: none"> ■住宅ローンの借入金に対する利子相当額の補助金制度を利用できます（※） (建物：444万円まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅ローンの借入金に対する利子相当額の補助金制度を利用できます（※） (建物：444万円まで) (土地：264万円まで)
その他	<ul style="list-style-type: none"> * 災害公営住宅への入居について、所得制限はありません * 所得の多い方は、入居後5年経過すると退去していただく場合があります * 災害公営住宅の入居対象は、震災で住まいが全壊となった方、または半壊で解体を余儀なくされた方となります 	<ul style="list-style-type: none"> * 区画の確定後、速やかに建築してください 	

(※) 申請および承認を得る（交付決定）よりも前に、各種契約・工事着工・引越しを行うと事業の対象外となりますのでご注意ください

(担当：住宅対策係・防災集団移転事業班)

5 個別移転される方への支援措置

個別に移転される方については以下のような支援措置がありますのでご活用ください。

補助金制度名	南三陸町危険住宅移転支援事業補助金 (町独自支援)	南三陸町災害危険区域内危険住宅移転事業補助金 (国)
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■自宅が災害危険区域に指定される前に、各種契約・工事着工・引越しなどを行った方で、かつ町内において再建された方 	<ul style="list-style-type: none"> ■町が整備する高台への集団移転ではなく、自分で用意した土地に個別に移転される方 ※申請および承認を得る（交付決定）よりも前に、各種契約・工事着工・引越しを行うと事業の対象外となりますのでご注意ください
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ■移転先の住宅再建費用を金融機関等から借入した際に発生する利子相当額および除却等費への助成 	
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ■借入金に対する利子相当額 住宅建築 444万円まで 土地購入 206万円まで 住宅用地造成 58万円まで ■引越し費用、除却等費として要した費用の額 除却等費 78万円まで 	
対象となる期間	<ul style="list-style-type: none"> ■平成23年3月11日から災害危険区域指定日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害危険区域指定後から平成28年3月31日まで ※平成28年3月31日までに移転事業を完了すること



(担当：防災集団移転事業班)